

■ 利用証
長期用(プラ素材)

富山県ゆずりあいパーキング
(障害者等用駐車場)利用証



Parking Permit

交付番号



お願い

1. この利用証は、必ず駐車できることを保証するものではありません。混雑時には、利用証をお持ちでも駐車できないことがありますのでご了承ください。
2. 車椅子使用者は、幅広の「車椅子使用者優先区画」を優先して利用することができます。
3. 車椅子使用者が幅広の「車椅子使用者優先区画」を利用できるように、車椅子を利用しない場合はできる限り「障害者等用駐車区画」への駐車をお願いします。

使用上の注意

1. この利用証は、車内のルームミラーなどに吊り下げて提示してください。
2. この利用証は、「富山県ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)利用証制度」の協力駐車区画で利用できます。なお、公安委員会発行の「駐車禁止除外指定者標章」や「高齢運転者等標章」とは異なりますので、この利用証は道路上では使用できません。
3. この利用証は、本人が運転する場合、又は本人が同乗する場合に使用できます。
4. この利用証を譲渡、貸与することはできません。
5. 障害の軽減などにより、利用証の交付対象でなくなったときは、申請窓口に戻却してください。

【問い合わせ先】

富山県厚生部厚生企画課

電話 076-444-3197 FAX 076-444-3491

■ 利用証
短期用(紙素材)

富山県ゆずりあいパーキング
(障害者等用駐車場)利用証



Parking Permit

交付番号

有効期限 年 月



お願い

1. この利用証は、必ず駐車できることを保証するものではありません。混雑時には、利用証をお持ちでも駐車できないことがありますのでご了承ください。
2. 車椅子使用者は、幅広の「車椅子使用者優先区画」を優先して利用することができます。
3. 車椅子使用者が幅広の「車椅子使用者優先区画」を利用できるように、車椅子を使用しない場合はできる限り「障害者等用駐車区画」への駐車をお願いします。

使用上の注意

1. この利用証は、車内のルームミラーなどに吊り下げて提示してください。
2. この利用証は、「富山県ゆずりあいパーキング(障害者等用駐車場)利用証制度」の協力駐車区画で利用できます。なお、公安委員会発行の「駐車禁止除外指定者標章」や「高齢運転者等標章」とは異なりますので、この利用証は道路上では使用できません。
3. この利用証は、本人が運転する場合、又は本人が同乗する場合に使用できます。
4. この利用証を譲渡、貸与することはできません。
5. 有効期間満了の利用証は、破棄してください。
6. 障害の軽減などにより、利用証の交付対象でなくなったときは、申請窓口に戻却してください。

【問い合わせ先】

富山県厚生部厚生企画課

電話 076-444-3197 FAX 076-444-3491